

規制に係る事前評価書

法令の名称	水銀による環境の汚染の防止に関する法律案
政策の名称	水銀鉱の掘採に係る措置
担当部局・評価者	環境省環境保健部環境安全課長 森下 哲 電話番号:03-5521-8260 email: ehs@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 山内 輝暢 電話番号:03-3501-0080 email: qqhbbf@meti.go.jp
評価実施時期	平成27年3月5日(木)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	水銀に関する水俣条約(以下「条約」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するため、水銀鉱の掘採を禁止する。
内容	水銀鉱の掘採を禁止し、違反した者に対する罰則を設ける。 経過措置として、この法律の施行の際現に鉱業法(昭和25年法律第289号)の規定により水銀鉱の掘採に係る鉱業権の設定の許可を受け、水銀鉱を掘採している鉱業権者に対して、この法律の施行日から15年間は、水銀鉱を掘採することができる旨を規定するとともに、当該掘採した水銀鉱から得られる水銀等について譲り渡し先の制限等を付す。
関連条項	第4条、附則第2条
必要性	条約上、「条約が自国について効力を生じた日に行われていなかった水銀の一次採掘を許可してはならない」ことが規定されており、その担保のため、我が国において水銀鉱の掘採を禁止することが必要。
費用	
遵守費用	なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。
行政費用	国において、事業者が水銀鉱の掘採を行っていないかどうかの監督の費用が発生する。
その他の費用	なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。
便益	条約発効後における水銀鉱の掘採が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できる。罰則規定を設けることで、国による監督・行政指導に要する費用を削減できる。

想定される代替案	
代替案①	水銀鉱の掘採禁止を事業者の努力義務として規定し、必要に応じて行政指導によりその遵守を図る。
	費用
	遵守費用
行政費用	国において、事業者が水銀鉱の掘採を行っていないかどうかの監督及び水銀鉱の掘採を行っていた場合の行政指導にかかる費用が発生する。

①	その他の費用	なし(現状、我が国において水銀鉱の掘採の実態はない)。
	便 益	現状、我が国において水銀の一次採掘の実態はなく、規制が最小化される。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

費用:我が国において水銀の一次採掘の実態はないため、いずれの場合も事業者には費用負担は発生しないが、代替案①では、我が国が条約上の責務を果たすために、指導監督権限や罰則等が法的に裏付けられていない状態で、不断の監督・行政指導が必要となるため、新法による規制案に比べ相当程度多い行政費用が発生する。

便益:新法による規制案は、条約発効後における水銀鉱の掘採が法的に禁止されることで、条約の的確かつ円滑な実施を確保できるが、代替案①では、将来的に水銀鉱の掘採を行う者が現れないことを確実に担保することはできないため、条約担保の観点からは不十分である。

以上より、発生する費用負担と得られる便益を比較すると、条約の的確かつ円滑な実施が確保され、そのための費用を比較的少ない形で達成できることから、新法による規制案は有効である。

有識者の見解その他の関連事項

「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について(第一次答申)」(平成26年12月22日中央環境審議会答申)(抄)

現状、我が国においては水銀採掘の実態はないが、将来における水銀採掘は法的に禁止されていないことから、条約担保のための法的措置が必要である。

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考